

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員の給料は、月額七十六万円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。</p> <p>2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>(前略)</p> <p>(給与)</p> <p>第二条 常勤の監査委員の給料は、月額七十五万四千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>